

証券コード 3988  
2021年10月12日

株 主 各 位

名古屋市東区代官町35番16号  
株式会社 **SYSホールディングス**  
代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀

## 第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様には、本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日の来場をお控えいただき、書面による議決権の行使を強くご推奨申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月28日（木曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル 5階 キングルーム
3. 目的事項  
報告事項 1. 第8期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第8期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役2名選任の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.syshd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.syshd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類につきましては、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

### ＜新型コロナウイルス感染拡大防止措置に関するお知らせ＞

- ご来場株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願いいたします。マスクをご着用いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場受付付近にて、手指消毒・検温を予定しております。発熱が認められた方や体調のすぐれない方については、入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことにより、短時間でを行う予定ですので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- 感染防止対策の一環として、ご来場株主様へのお土産の配布を中止させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金14円  
総額 36,188,936円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年10月29日

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役安田鉄也氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

また、同時に経営体制の強化を図るために取締役1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いちやなぎ やすゆき 一柳 泰行 (1966年1月10日生)	1989年3月 株式会社愛知冠婚葬祭互助会 入社 1998年3月 株式会社千歳樓 入社 2004年6月 株式会社エスワイシステム 入社 2007年8月 株式会社エスワイネクスト 取締役 2009年1月 株式会社エスワイシステム 取締役関西事業部長 2011年2月 株式会社S Y I設立 取締役 2013年3月 株式会社エスワイシステム 取締役西日本事業統括本部長 2013年8月 当社設立 取締役 2015年4月 株式会社エスワイシステム 取締役関西事業部長 2017年8月 同社 取締役関東事業本部長 2018年4月 株式会社オルグ 取締役 2018年10月 当社 執行役員 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員関東事業本部長 2020年6月 当社 執行役員管理本部グループ営業統括本部長 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員管理本部営業統括本部長 2021年2月 サイバーネックス株式会社 取締役(現任) 2021年4月 当社 執行役員 事業統括推進本部長 兼 関東事業統括推進部長(現任) 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員(現任)	9,140株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2	たまもと しんや 玉本 真也 (1974年10月26日生)	1997年 6 月 1999年 4 月 2001年 7 月 2005年 1 月 2018年 4 月 2018年10月	株式会社日本リサーチ研究所 入社 株式会社エヴァクリーン 入社 株式会社ツーハンド 入社 株式会社エスワイシステム 入社 同社 関西事業本部長 当社 執行役員 (現任) 株式会社エスワイシステム 執行役員関西 事業本部長	10,285株
		2020年 8 月 2021年 6 月	同社 取締役 執行役員関西事業本部長 (現任) 株式会社 S Y I 取締役 (現任)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 一柳泰行氏、玉本真也氏はいずれも新任の候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響等により、大きく減退したものの、企業業績は一部業種を除き持ち直しの傾向にあり、ワクチン接種が進むこと等により今後の景気回復が期待されています。しかし、感染の再拡大により依然として日本経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2021年6月分 確報」の情報サービス業の売上高合計は、前年同月比1.0%増と3か月連続の増加、「受注ソフトウェア」は、同2.9%増と3か月連続の増加となりました。

このような経済状況のなか当社グループは、新型コロナウイルスの流行に対応し、テレワークの実施やリモート会議の活用等により事業の継続に努め、一部プロジェクトの延期や遅延による受注の減少に対して、新規受注の獲得や、顧客からの信頼を獲得し、リスクが低く安定した収益が期待できるリピートオーダーの提案・受注に努めました。また、当初は、顧客のソフトウェア投資の抑制に伴う受注の減少による待機工数の増加に備え採用の抑制を行いましたが、一部顧客を除き受注が堅調に推移したことや、新規開拓等による受注の増加に対応するため、採用の抑制を中止し、受注の増加に備えました。

それらの結果、当初新規採用を抑制したこと等により受注が伸び悩んだものの、社会情報インフラ・ソリューションの顧客からの受注が堅調に推移したことや新規開拓、M&Aによる新規連結子会社の増加等が売上高増加の要因となりました。

また、売上高の増加に伴う利益の増加やオンライン研修やオンライン・ツールの活用等により移動コスト等が減少したことが営業利益増加の要因になり、投資有価証券の売却益を計上したことにより税金等調整前当期純利益が増加しました。

以上の要因により、当連結会計年度における連結業績は、売上高6,296,857千円(前期比6.9%増)、営業利益381,653千円(前期比10.8%増)、経常利益397,676千円(前期比16.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益276,554千円(前期比25.1%増)となりました。

当社グループは、総合情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりますがソリューション別の概況は、次のとおりであります。

グローバル製造業ソリューションにおいては、車載ECU（電子制御ユニット）関連顧客からの受注が減少したものの鉄鋼関連顧客からの受注が堅調に推移したこと等により、売上高は2,637,484千円（前期比2.9%増）となりました。

社会情報インフラ・ソリューションにおいては、生命保険等の金融関連顧客からの受注は減少したものの、情報・通信関連顧客等からの受注等が堅調に推移したこと等により、売上高は3,470,862千円（前期比12.1%増）となりました。

モバイル・ソリューションにおいては、前期に計上した大型受託プロジェクトと同規模の売上高が当連結会計年度は計上されなかったこと等により、売上高は188,509千円（前期比18.6%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、総額39,614千円であり、主な内容は、基幹システムへの機能追加等の設備投資計画に基づくソフトウェア開発費用28,282千円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況等

特記すべき事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況等

特記すべき事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と企業価値向上のための具体的な課題として以下の諸施策に取り組んでまいります。

### ①新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの流行により、事業活動への影響が長期化することが懸念されております。当社グループでは、取引先様、従業員とその家族等の安全と健康を第一に考え、従業員の毎朝の検温などの感染予防対策を徹底しております。

また、時差出勤やテレワークの実施、リモート会議の活用等により、感染拡大防止と事業の継続を両立させ、変化を続ける社会や顧客の要請に柔軟に対応していくことで、この難局を乗り越えていく所存です。

### ②顧客満足の向上

当社グループが属する情報サービス産業は、大手から中小・零細まで多数のベンダー（注1）が存在し、競合あるいは下請けという形で協業しております。その多数の競合の中から当社グループが継続的に顧客から選択されるためには、顧客満足の向上が重要な課題のひとつと認識しております。

技術者は、各現場で顧客知識の深化とサービス、生産性の向上に努め、営業は、調達担当者の身近な相談相手としてスピード感ある提案を行い、役員は、顧客役員・ソフトウェア投資責任者とIT戦略・投資計画を共有し、顧客にとって最適なソリューション・サービスを提案する等、それぞれの階層で、会社として一貫した関係を構築することで、長期的で継続的な顧客満足の向上に努めてまいります。

### ③生産性・品質の向上と最新技術への対応について

当社グループが、顧客にとって満足度の高いサービスを提供し、安定的な利益を獲得するためには、生産性・品質の向上と、最新技術への対応は重要な課題のひとつと認識しております。

生産性と品質の向上は、各現場単位での経験の蓄積が基礎になるため、チームでの顧客知識、技術知識の共有・深化に努めることで生産性と品質の向上を行い、高い品質の成果物やサービスの提供により顧客の信頼を得て、顧客知識・経験が活かせるリピートオーダーの獲得に努めてまいります。

また、IT業界の技術革新は速く、顧客も競争力維持のための最新技術による投資に関心が高いことから、最新技術に対する情報収集や顧客ニーズの把握、対応できる技術者の育成等により、いち早く対応を進めることで、顧客サービスへつなげてまいります。

#### ④優秀なIT人材の確保と育成

新型コロナウイルスの流行により企業のソフトウェア投資が抑制されることも予想されますが、当社グループの継続的な事業の成長と発展のために、優秀なIT人材の育成と確保は継続して、重要な課題のひとつと認識しております。

タレントを起用した広告により求職者への知名度向上を図るほか、当社グループの強みである、職業訓練事業等からのIT業界未経験な人材の採用、女性の積極的な採用、海外での現地採用を進めるとともに、学校への足を使った採用や、成功報酬型の採用も活用することで、優秀な人材の確保を進めてまいります。

また、従業員の待遇改善を行うことで、採用した人材の定着率の向上に努めてまいります。

人材の育成については、当社グループの強みであるIT業界未経験者の育成をより充実させるため、社内研修体系の継続的な改善を行ってまいります。

#### ⑤M&Aの推進

当社グループは、成長戦略としてM&Aを重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループでは、IT業界経験者や新規取引先の確保等による事業規模の拡大を目的として、赤字・債務超過の中小規模の企業をターゲットとしたM&Aの検討を進めていく方針であります。

赤字・債務超過の企業のM&Aは、投融資の回収において高いリスクがあると認識しておりますが、当社グループの事業ノウハウを活かした事業の改革と既存事業との相乗効果、相手先企業の歴史・文化、従業員を尊重し一体となって改革を進めることで、事業再生・黒字化に成功した場合、通常のM&Aよりも早期に投資が回収できる場合があることから、今後も積極的に検討を進めてまいります。

#### ⑥グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化による働きやすい環境づくり

当社グループがM&Aや事業の成長により業容の拡大を進め、変化する法令を遵守していく上で、グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化は重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループは、M&Aにより増加した、新規連結子会社に対して共通の情報システム、情報インフラを使用することで統一した経営管理による事業の効率化を行っており、子会社の増加や事業の拡大に備えて自社開発による基幹システムの拡充を行っております。

また、それに加えて、社内SNSの活用や社内手続きの電子化、RPA（注2）の導入等により業務を効率化し、「働き方改革」を推進することで、従業員の負担を軽減し、働きやすい環境づくりにより従業員の定着率の向上に努めてまいります。

(注) 1. ベンダー：販売会社。ITベンダーとも呼ばれます。

2. RPA：「Robotic Process Automation」の略で、認知技術（ルールエンジン、AI、機械学習等）を活用した業務自動化の取組みのことをいいます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

### 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2018年7月期)	第6期 (2019年7月期)	第7期 (2020年7月期)	第8期 (当連結会計年度) (2021年7月期)
売上高 (千円)	4,163,419	5,130,859	5,890,748	6,296,857
経常利益 (千円)	205,117	228,244	341,255	397,676
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	147,601	154,251	220,999	276,554
1株当たり当期純利益 (円)	57.39	59.97	85.93	107.18
総資産 (千円)	2,828,778	2,998,670	3,530,856	3,900,484
純資産 (千円)	1,708,621	1,828,003	2,025,543	2,270,693

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2018年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第6期の期首から適用しており、第5期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (10) 主要な事業内容 (2021年7月31日現在)

事業	事業内容
グローバル製造業ソリューション	海外市場を販路として成長を遂げている製造業企業をターゲットとしており、主に、自動車、重工業、工作機械、鉄鋼、搬送機等の関連企業を主要顧客として総合情報サービスを提供しております。
社会情報インフラ・ソリューション	電力・ガス等のエネルギー、生命保険・クレジットカード、リース・証券等の金融、印刷帳票、鉄道、不動産関連の企業や官公庁・自治体等の社会インフラ企業及び情報インフラ企業の基幹システム開発やITインフラの構築、運用等の総合情報サービスの提供を行っております。
モバイル・ソリューション	流通グループ、訪問介護、鉄道、医療、ロードサービス等の業種をエンドユーザーとして、法人向けのモバイル・アプリケーション等によるサービスの提供や製品の販売をしております。

**(11) 主要な事業所** (2021年7月31日現在)

## ①当社

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市東区

## ②子会社

名 称	所 在 地
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区
株式会社S Y I	愛知県名古屋市東区
株式会社エス・ケイ	東京都中央区
株式会社総合システムリサーチ	愛知県名古屋市中村区
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	愛知県名古屋市東区
株式会社テクノフュージョン	愛知県名古屋市中区
株式会社オルグ	東京都豊島区
サイバーネックス株式会社	愛知県名古屋市東区
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	東京都立川市
PT.SYS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ市

**(12) 従業員の状況 (2021年7月31日現在)**

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
912名	68名増

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。なお、臨時従業員(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (一) 名	5名増 (△2名)	36.2歳	6.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( ) 外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、グループでの勤続年数を記載しております。

**(13) 重要な親会社及び子会社の状況**

## ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

当社の企業集団は、子会社10社で構成され、グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション、モバイル・ソリューションの3つのソリューションからなる総合情報サービス事業を主な内容として事業活動を展開しております。

子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスワイシステム	70,500千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社S Y I	10,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社エス・ケイ	40,000千円	100%	モバイル・ソリューション
株式会社総合システムリサーチ	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社テクノフュージョン	30,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社オルグ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
サイバーネックス株式会社	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
PT.SYS INDONESIA	300,000USD	49% (100%) (注)	グローバル製造業ソリューション

(注) 「出資比率」の( )内数値は間接所有を含めた比率であります。

③特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額 (千円)	当社の総資産額 (千円)
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区代官町 35番16号	689,169	2,595,342

(14) 主要な借入先 (2021年7月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	235,000千円
株式会社百五銀行	100,000千円
瀬戸信用金庫	100,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,584,924株  
 (3) 当事業年度末の株主数 1,126名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鈴木 裕紀	1,288,076株	49.83%
安田 鉄也	360,350株	13.94%
S Y S H Dグループ従業員持株会	164,300株	6.35%
和田 享	42,400株	1.64%
楽天証券株式会社	26,300株	1.01%
長崎 純一	26,000株	1.00%
瀬戸信用金庫	20,400株	0.78%
株式会社三井住友銀行	20,000株	0.77%
株式会社百五銀行	20,000株	0.77%
富安 理之	13,100株	0.50%

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等の額 ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,891株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等の額 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

**4. 会社役員に関する事項****(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年7月31日現在)**

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	鈴木 裕紀	株式会社エスワイシステム 代表取締役社長執行役員 PT. SYS INDONESIA Komisaris
取締役常務執行役員	後藤 大祐	管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 管理本部長
取締役	安田 鉄也	株式会社エスワイシステム 取締役執行役員 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 取締役 株式会社オルグ 取締役 株式会社エス・ケイ 取締役 サイバーネックス株式会社 取締役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 取締役
取締役	藤井 敏夫	
常勤監査役	堀江 克由	株式会社エスワイシステム 監査役 株式会社SYI 監査役 株式会社エス・ケイ 監査役 株式会社総合システムリサーチ 監査役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 株式会社テクノフュージョン 監査役 株式会社オルグ 監査役 サイバーネックス株式会社 監査役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 監査役
監査役	森戸 尉之	弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 WКУパートナーズ株式会社 社外取締役
監査役	深井 貴伸	

- (注) 1. 取締役藤井敏夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役森戸尉之氏及び深井貴伸氏は社外監査役であります。
3. 監査役森戸尉之氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役藤井敏夫氏、監査役森戸尉之氏、監査役深井貴伸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- ・2021年5月6日付で安田鉄也氏が株式会社レゾナント・コミュニケーションズの取締役に就任いたしました。
  - ・2021年5月6日付で堀江克由氏が株式会社レゾナント・コミュニケーションズの監査役に就任いたしました。
  - ・2021年6月1日付で安田鉄也氏が株式会社S Y Iの取締役に退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬制度は、内規に基づき、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を取り入れた制度としております。このため、当社の役員報酬は、固定報酬である月額報酬、単年度の業績を反映した業績連動賞与、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬、退職慰労金により構成しております。役員報酬の額等の決定の役職ごとの方針は定めておりませんが、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、社外取締役及び社外監査役については、固定報酬のみを、監査役については固定報酬と退職慰労金のみを支給しております。

なお、当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

#### イ. 固定報酬

固定報酬は、内規に基づき、役位毎の役割・責任に応じて設定された固定報酬基準から、前年度の業績及び職責、就任後の業績寄与等の評価に応じての算定した額を加算又は減算した報酬を支給しております。ただし、社外取締役及び監査役については、業績による評価は行っておりません。

#### ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、内規に基づき、売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて算定した額を賞与として支給しております。なお、業績連動報酬は目標額の達成額等に応じて算定した原資を、役員と従業員で役位に応じて配分しておりますが、役員については全て同一の役位としております。

売上高、営業利益を指標として採用する理由は、当社グループの企業価値向上において、売上高の成長及び営業利益の向上が重要であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結売上高の目標額は6,417百万円、実績は6,296百万円であり、通期営業利益目標は334百万円、実績は381百万円であります。

また、連結子会社においても、各会社ごとに売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて賞与を支給する内規を定めており、当社役員と連結子会社役員を兼務している役員のうち連結子会社から固定報酬を支給されている役員は、内規に基づき業績連動報酬を支給しております。

## 八. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき、固定報酬に役位に応じた一定の割合を掛けて算出した額としております。

## 二. 退職慰労金

退職慰労金は、監査役（社外監査役を除く）を対象としており、内規に基づき、固定報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。

### ②取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

2013年8月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内とそれぞれ決議しております。

当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は1名（うち社外監査役0名）となります。

2020年10月28日の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬を年額20,000千円以内かつ年12,000株以内で支給することを決議しております。

当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く）の員数は2名となります。

### ③取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）から構成されており、このうち、個人別の固定報酬額については、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会から委任を受けた代表取締役会長兼社長鈴木裕紀が決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当が業務、能力、成果などにより評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた代表取締役は、内規に基づき社外取締役及び監査役の意見を聞いた上で個人別の役員報酬を決定しております。

## ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	52,228 (960)	46,560 (960)	— (—)	5,668 (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,040 (2,040)	8,040 (2,040)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	60,268 (3,000)	54,600 (3,000)	— (—)	5,668 (—)	— (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
2. 非金銭報酬等は、すべて譲渡制限付株式報酬であります。
3. 2020年10月28日開催の定時株主総会において、2020年10月末日をもって、取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、2020年10月末日までの在任期間に応じ、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。なお、取締役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は40,261千円（うち社外取締役0千円）、対象となる役員の員数は、取締役2名（うち社外取締役0名）であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・ 監査役森戸尉之氏は、弁護士法人森戸法律事務所の弁護士及びW K Uパートナーズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	藤井 敏夫	当事業年度に開催された取締役会全24回のうち全てに出席し、公益財団法人理事長等として培った豊富な経験と幅広い見識を基に、議案審議等に際して、適宜必要な発言・助言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	森戸 尉之	当事業年度に開催された取締役会全24回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ適宜発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	深井 貴伸	当事業年度に開催された取締役会全24回のうち全てに出席し、経営者として培った豊富な経験と当業界の幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会全25回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2020年10月28日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。

取締役が、他の取締役の法令や定款等に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告します。

監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款等に適合しているか確認します。

#### ②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。

取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故等の再発防止に努めます。

各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的を実施する内部統制監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限及び責任分掌規程に基づき、適切かつ効率的に職務を執行します。

重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議は、原則として毎月定期的で開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告等を行います。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、規則及びルールの遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的に開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議（全体会議）にて、継続的な周知徹底を図ります。

使用人が、法令定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った時は、内部通報者制度（エスワイ・ホットライン）に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。

内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規程に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係をもたず、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。

#### ⑥当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。

子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める人員を立て、監査役の職務の補助業務を担当させます。

#### ⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の監査役の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事項、又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査役に報告します。

監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款等に適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

監査役は、内部監査室、監査法人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図ります。

取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務執行

- i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を1名選任し、取締役会を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能を強化しております。
- iii 当社取締役も出席する月1回開催される経営戦略会議においては、グループ各社の業務執行状況が報告され、グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

## ②監査役の職務執行

- i 当社は、監査役会を定期的に月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。
- ii 監査役は、グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間で連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

## ③内部統制システム全般

当事業年度においては、内部統制基本計画書に基づき、取締役常務執行役員管理本部長を統括責任者とする内部統制構築・運用チームにおいて内部統制評価担当者が内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

## ④コンプライアンス

当事業年度においては、関連法令の制定・改正状況を把握し、グループ各社の規程等に反映し周知したほか、グループ各社において従業員を対象としたコンプライアンス教育を実施したほか、管理者を対象とするコンプライアンス研修を実施いたしました。

## ⑤リスク管理

当事業年度においては、当社グループのリスク及び潜在リスクについて、個別に委員会を設置し、リスク内容の検討を行い適宜対策を行うことでリスクを低減するとともに改善状況の進捗を取締役会で報告いたしました。

## ⑥内部監査

当事業年度においては、内部監査計画に基づき、当社の内部監査担当者がグループ全社の内部監査を実施いたしました。内部監査の結果、発見された不適合事項については、各社で改善を行い、内部監査担当者がフォローアップ監査を実施し改善を確認しており、その結果を内部監査結果報告書として代表取締役へ報告しております。

### **(3) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### **(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）を設けておりませんので、該当事項はありません。

○本事業報告における記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。

ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く。）は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,340,999</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,325,605</b>
現金及び預金	2,455,507	買掛金	205,778
受取手形及び売掛金	680,439	賞与引当金	44,297
電子記録債権	7,022	受注損失引当金	4,717
仕掛品	79,345	未払金	430,434
その他の他	118,878	未払法人税等	103,217
貸倒引当金	△194	未払消費税等	124,960
<b>固定資産</b>	<b>559,484</b>	短期借入金	200,000
<b>有形固定資産</b>	<b>72,470</b>	1年内償還予定の社債	20,000
建物	31,219	1年内返済予定の長期借入金	60,000
土地	21,657	その他の他	132,199
その他の他	19,593	<b>固定負債</b>	<b>304,185</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>282,755</b>	社債	10,000
のれん	153,259	長期借入金	175,000
その他の他	129,495	役員退職慰労引当金	875
<b>投資その他の資産</b>	<b>204,259</b>	その他の他	118,310
投資有価証券	15,049	<b>負債合計</b>	<b>1,629,790</b>
繰延税金資産	43,292	<b>(純資産の部)</b>	
その他の他	147,138	<b>株主資本</b>	<b>2,269,367</b>
貸倒引当金	△1,220	資本金	367,302
		資本剰余金	320,220
		利益剰余金	1,581,844
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,325</b>
		その他有価証券評価差額金	2,801
		為替換算調整勘定	△1,475
		<b>純資産合計</b>	<b>2,270,693</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,900,484</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,900,484</b>

# 連結損益計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,296,857
売上原価		4,893,814
売上総利益		1,403,043
販売費及び一般管理費		1,021,390
営業利益		381,653
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,044	
受取家賃	46	
助成金収入	15,962	
その他	3,192	20,245
営業外費用		
支払利息	2,133	
為替差損	1,968	
その他	120	4,221
経常利益		397,676
特別利益		
投資有価証券売却益	22,966	22,966
特別損失		
固定資産除却損	309	309
税金等調整前当期純利益		420,334
法人税、住民税及び事業税	153,154	
法人税等調整額	△9,374	143,779
当期純利益		276,554
親会社株主に帰属する当期純利益		276,554

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2020年8月1日残高	359,012	311,929	1,338,725	2,009,667
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	8,290	8,290		16,581
剰余金の配当			△33,436	△33,436
親会社株主に帰属する当期純利益			276,554	276,554
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	8,290	8,290	243,118	259,700
2021年7月31日残高	367,302	320,220	1,581,844	2,269,367

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2020年8月1日残高	17,668	△1,791	15,876	2,025,543
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				16,581
剰余金の配当				△33,436
親会社株主に帰属する当期純利益				276,554
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△14,867	316	△14,551	△14,551
連結会計年度中の変動額合計	△14,867	316	△14,551	245,149
2021年7月31日残高	2,801	△1,475	1,325	2,270,693

# 貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,327,619</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>353,517</b>
現金及び預金	1,162,228	短期借入金	200,000
売掛金	42,088	1年内償還予定の社債	20,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	50,248	1年内返済予定の長期借入金	60,000
その他の	73,054	未払金	53,831
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,267,723</b>	未払法人税等	3,970
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,348</b>	賞与引当金	1,016
建物	4,341	その他の	14,699
その他の	5,007	<b>固 定 負 債</b>	<b>227,031</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>105,740</b>	社債	10,000
ソフトウェア	100,891	長期借入金	175,000
その他の	4,848	役員退職慰労引当金	875
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,152,634</b>	その他の	41,156
関係会社株式	1,081,514	<b>負 債 合 計</b>	<b>580,549</b>
関係会社長期貸付金	23,814	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	1,803	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,014,793</b>
その他の	45,501	資本金	367,302
		資本剰余金	1,008,854
		資本準備金	317,302
		その他資本剰余金	691,551
		利益剰余金	638,636
		その他利益剰余金	638,636
		繰越利益剰余金	638,636
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,014,793</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,595,342</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,595,342</b>

# 損益計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
経 営 管 理 料 等	453,426	
受 取 配 当 金	206,505	659,931
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	440,339	440,339
営 業 利 益		219,591
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,122	
為 替 差 益	208	
そ の 他	120	1,451
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,993	1,993
経 常 利 益		219,050
税 引 前 当 期 純 利 益		219,050
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,321	
法 人 税 等 調 整 額	△389	6,931
当 期 純 利 益		212,118

# 株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2020年8月1日残高	359,012	309,012	691,551	1,000,563	459,953	459,953	1,819,529	1,819,529
事業年度中の変動額								
新株の発行	8,290	8,290		8,290			16,581	16,581
剰余金の配当					△33,436	△33,436	△33,436	△33,436
当期純利益					212,118	212,118	212,118	212,118
事業年度中の変動額合計	8,290	8,290	-	8,290	178,682	178,682	195,264	195,264
2021年7月31日残高	367,302	317,302	691,551	1,008,854	638,636	638,636	2,014,793	2,014,793

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月10日

株式会社S Y Sホールディングス  
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小川 薫  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 浅井 孝孔  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S Y Sホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S Y Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月10日

株式会社S Y Sホールディングス  
取締役会 御中

### 仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小川 薫  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 浅井 孝孔  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S Y Sホールディングスの2020年8月1日から2021年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務して、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、内部監査部門から子会社を含む監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき、整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月13日

株式会社S Y Sホールディングス監査役会

常勤監査役 堀江克由 ㊟

監査役（社外監査役） 森戸尉之 ㊟

監査役（社外監査役） 深井貴伸 ㊟

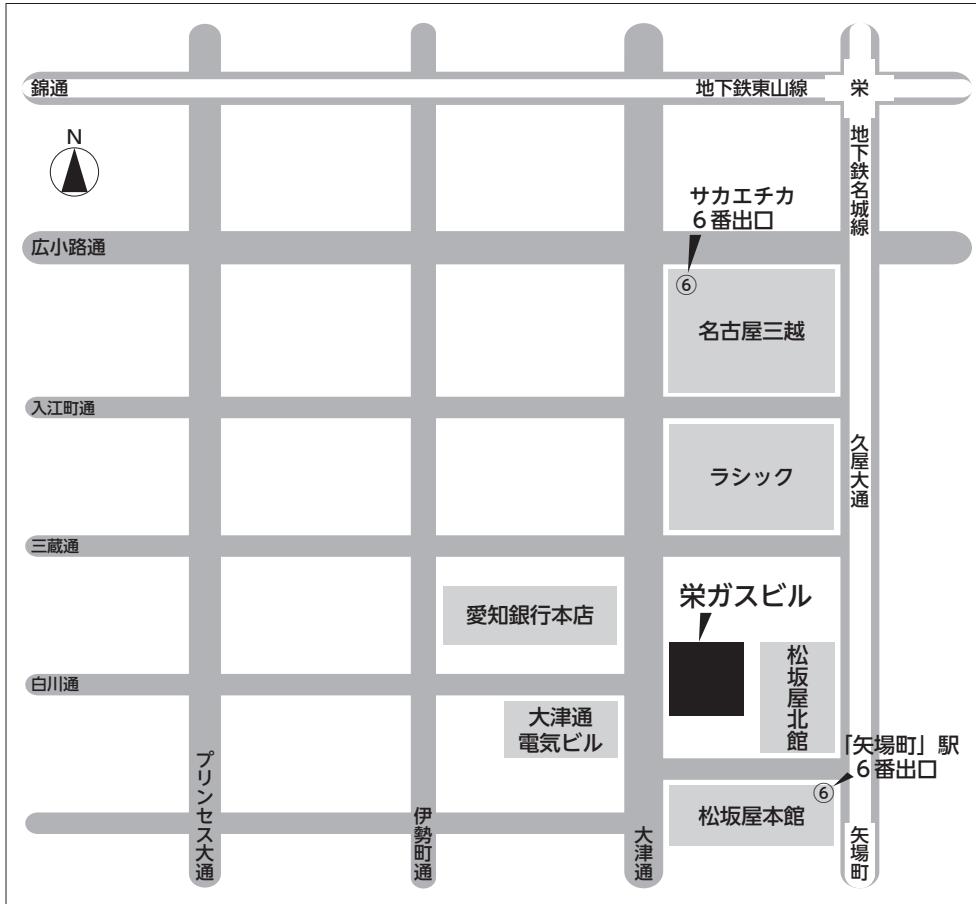
以上





# 株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル 5階 キングルーム



## 交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側

サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側

「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

○本年は、感染防止対策の一環として、ご来場株主様へのお土産の配布を中止させていただきます。

